## 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算 (第10号)

令和3年度鹿沼市の一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 358,520 千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,471,225 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月22日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

歳 入 (単位:千円)

成 八				(単位:十円)
款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		5, 928, 318	704, 473	6, 632, 791
	1 地方交付税	5, 928, 318	704, 473	6, 632, 791
14 使用料及び手数料		813, 453	△32, 330	781, 123
	1 使用料	463, 154	△32, 330	430, 824
15 国庫支出金		9, 899, 678	31, 460	9, 931, 138
	1 国庫負担金	5, 143, 929	△1, 933	5, 141, 996
	2 国庫補助金	4, 734, 542	32, 953	4, 767, 495
	3 委託金	21, 207	440	21, 647
16 県支出金		3, 333, 496	△111, 965	3, 221, 531
	1 県負担金	1, 959, 891	△4, 028	1, 955, 863
	2 県補助金	1, 138, 035	△107, 937	1, 030, 098
17 財産収入		138, 471	2, 468	140, 939
	1 財産運用収入	39, 203	2, 468	41,671
18 寄附金		120, 436	220, 110	340, 546
	1 寄附金	120, 436	220, 110	340, 546
19 繰入金		1, 069, 799	6	1, 069, 805
	2 基金繰入金	1, 065, 953	6	1, 065, 959
21 諸収入		2, 555, 214	61, 398	2, 616, 612
	3 貸付金元利収入	1, 929, 678	1,000	1, 930, 678
	4 雑入	605, 534	60, 398	665, 932
22 市債		3, 753, 200	△517, 100	3, 236, 100
	1 市債	3, 753, 200	△517, 100	3, 236, 100
歳	合 計	47, 112, 705	358, 520	47, 471, 225

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7, 783, 555	452, 596	8, 236, 151
	1 総務管理費	7, 132, 154	448, 196	7, 580, 350
	3 戸籍住民基本台帳費	156, 736	4, 400	161, 136
3 民生費		17, 965, 651	18, 963	17, 984, 614
	1 社会福祉費	10, 225, 972	△39, 664	10, 186, 308
	2 児童福祉費	6, 273, 559	42, 215	6, 315, 774
	3 生活保護費	1, 465, 770	16, 412	1, 482, 182
4 衛生費		4, 088, 058	4, 854	4, 092, 912
	1 保健衛生費	2, 638, 442	1,720	2, 640, 162
	2 清掃費	1, 449, 616	3, 134	1, 452, 750
6 農林水産業費		1, 180, 119	△93, 518	1, 086, 601
	1 農業費	793, 830	△3, 244	790, 586
	2 林業費	386, 289	△90, 274	296, 015
7 商工費		2, 847, 326	△18, 668	2, 828, 658
	1 商工費	2, 847, 326	△18, 668	2, 828, 658
8 土木費		4, 007, 804	△37, 489	3, 970, 315
	1 土木管理費	124, 150	△5, 141	119, 009
	2 道路橋りょう費	1, 543, 020	△9, 865	1, 533, 155
	4 都市計画費	2, 017, 776	△22, 483	1, 995, 293
10 教育費		3, 580, 488	43, 839	3, 624, 327
	1 教育総務費	660, 792	△8, 485	652, 307
	2 小学校費	635, 347	37, 292	672, 639
	3 中学校費	472, 083	11, 918	484, 001
	5 保健体育費	1, 348, 941	3, 114	1, 352, 055

	款		項		補正前の額	補正額	計
11	災害復旧費				222, 125	△13, 651	208, 474
			1 農林水産施	設災害復旧費	222, 122	△13, 651	208, 471
14	予備費				497, 588	1, 594	499, 182
			1 予備費		497, 588	1, 594	499, 182
	歳	Щ	合	計	47, 112, 705	358, 520	47, 471, 225

## 第2表 繰越明許費補正

(単位:千円)

	款	•				項	į						事	美	色	名				金	額														
2	<b>6</b> /A	3∕⁄2	費	٦ -	<b>6/i</b>	致	管	珊	費	新	庁	<b>:</b>	舎	車	<b>Ě</b>	備	Ī	事	業		6, 804														
	総	務	賃	1	総	務		理	貫	水源	東地	域	振り	興拠	点力	施設	整	備事	業	2	229, 000														
3	民	生	費	1	社	会	福	祉	費	介	護	保	険	施	設	整	備	事	業		67, 200														
4	衛	生	費	2	清		掃		費	ل لأ	み	処	理	施	設	整	備	事	業		35, 096														
6	農林	水産	業費	2	林		業		費	林	道	ħ	包	設	整	偱	Ħ	事	業		31, 281														
				1	<b>-</b>	木	管	理	費	急	傾	á	料	地	対	第	ŧ	事	業		5, 500														
			1	4-	<b>八</b>	B	<b>性</b>	質	建		築		ŧ			導		費		626															
	8 土 木 費			2						道	路	長	寿	命	化	対	策	事	業		57, 431														
8		費	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	道距	路橋	りょ	ょう	: う費	道	j	路	]	整	俳	Ħ	事	-	業	4
									橋	n j		長	寿	命	化文	寸 第	事	業		36, 030															
				3	河		Ш		費	河	JI	Ī	維	ŧ	寺	管	Į	里	費		4, 400														
				4	都	市	計	画	費	都	市	計	画	道	路	整	備	事	業	**	301, 957														
				2	小	学	<b>.</b> 7	校	費	小	Ä	学	7	校	徻	Ť	理	<u> </u>	費		25, 650														
10	教	育	費	3	中	学	<u>.</u>	校	費	中	j	学	7	校	徻	Ť	理	Į.	費		11, 250														
				5	保	健	体	育	費	体	育	j	包	設	整	婧	Ħ	事	業		10,000														
1 1	災猖	害復∥	∃費	1	農災	林 z 害	<b>水</b>	を施 旧	設費	林	業	施	設	災	害	復	旧	事	業		22, 935														

## 第3表 地方債補正

(単位:千円)

	補	-	E	前	補	I	=	後
起債の目的	限度額	起債の	利率	償還の	限度額	起債の	利率	償還の
	12/242	方 法	4.4.	方 法	PAZZHA	方 法	797	方 法
道路整備事業	203, 900	証書借	年 5.0%	政府資金	202, 000	証 書 借	年 5.0%	政府資金
		入又は	以内(た	の融資条		入又は	以内(た	の融資条
都市計画道路	229, 500	証券発	だし、利	件又は銀	225, 000	証 券 発	だし、利	件又は銀
整備事業		行	率 見 直	行その他		行	率 見 直	行その他
			し方式	の借入れ			し方式	の借入れ
林業施設災害	45, 300		で借り	先との協	34, 600		で借り	先との協
復 旧 事 業			入れる	定によ			入れる	定によ
			資金に	る。ただ			資金に	る。ただ
臨時財政対策	1, 834, 000		ついて	し、市財	1, 334, 000		ついて	し、市財
			利 率 見	政の都合			利 率 見	政の都合
			直しを	により、			直しを	により、
			行った	据置期間			行った	据置期間
			後にお	及び償還			後にお	及び償還
			いては	期限を短			いては	期限を短
			当該利	縮し、若			当該利	縮し、若
			率の見	しくは繰			率の見	しくは繰
			直し後	上げ償還			直し後	上げ償還
			の利率)	又は低利			の利率)	又は低利
				に借換え				に借換え
				すること				すること
				ができ				ができ
				る。				る。